

手続名

担当課・係（連絡先）

後期高齢者医療基準収入額適用申請（受付）事務

保険年金課・後期高齢者医療係（049-251-2711 内線311・321）

手続説明

必要書類

・概要
 被保険者証が3割負担となった方で、本人及同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者又は被保険者と同一世帯の70～74歳の方前年の収入が基準を下回った場合、申請翌月から1割の被保険者証を交付します。
 対象者には申請書を送付しています。

・対象者
 富士見市後期高齢者医療被保険者

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
 ⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・後期高齢者被保険者証

・後期高齢者医療基準収入額適用申請書

手続詳細URL

出張所での取扱い
 なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
 あり